

宇和島市特定事業主行動計画 (第 3 期)

平成 2 5 年 7 月 1 日



人と交わり 緑と話し 海と語らう きらめき空間都市

宇 和 島 市 長
宇 和 島 市 議 会 議 長
宇 和 島 市 教 育 委 員 会
宇 和 島 市 農 業 委 員 会
宇 和 島 市 監 査 委 員
宇 和 島 市 選 挙 管 理 委 員 会

I 総論

1 目的

平成18年7月に次世代育成支援対策推進法に基づき、宇和島市特定事業主行動計画を策定したが、第1期～第2期間が経過し見直し時期が到来したことから、今般第1期～第2期の計画を分析し、今後も職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、いきいきと意欲的に職務に取り組むとともに、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した支援対策を推進するため、本行動計画を見直すものである。

2 計画期間

計画期間については、次の3期とし、期毎に見直しを行うものとする。

第1期：平成18年7月から平成22年6月

第2期：平成22年7月から平成25年6月

第3期：平成25年7月から平成28年6月

3 実施体制

(1) 対象者

市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局の職員を対象とする。

(2) 推進・フォロー体制

次世代育成支援対策を円滑に推進するため、「宇和島市特定事業主行動計画策定・実施委員会」を設置する。

(3) その他

次世代育成支援対策及び本行動計画の内容等の周知を図るため、研修会や庁内LANによる情報提供を行う。

また、仕事と子育ての両立等についての相談窓口を設置する。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 各制度の周知等

現行の母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている制度や出産費用の給付等の経済的支援制度に加え、平成23年7月に創設された非常勤職員に係る育児休業・部分休業等新たな制度の周知及び活用の促進を図る。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

子どもの出生時における父親の休暇の取得を1日以上は取得できるよう努力する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

各職場において、育児休業等を取得しやすい職場の雰囲気づくりを醸成する。特に男性職員の育児休業等の取得促進に努めるものとする。

(4) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業者に対し、職場の状況や育児の状況等について相互の連絡調整を行う等、職場復帰時にスムーズに業務が行えるよう支援に努める。

(5) 育児休業等に伴う臨時的任用制度等の活用

育児休業、産前産後休暇中職員の業務を遂行することが困難な場合は、臨時的任用制度等の活用による適切な代替要員の確保を図る。

◎ 第2期においては、育児休業等の目標取得率を、男性10%、女性100%としていたものの、男性の育児休業取得者は、平成23年度において1名のみであった。

今後としても制度の周知徹底並びに育児休業等の取得しやすい環境整備に努め、目標取得率を次のとおり定める。

【育児休業等取得率】

男性10% 女性100% (目標達成年月：平成28年6月)

(6) 時間外勤務の縮減

① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度の周知徹底を図る。

② 時間外勤務の特に多い職場の所属長は、その改善に向けた取組を人事担当課等と協調して行う。

③ 事務の簡素合理化の推進に努める。

④ 時間外勤務の縮減のために、職員の意識改革に努める。

⑤ 時間外勤務の多い職員に対する健康相談の実施等健康面における配慮を充実させる。

- ⑥ 平成22年4月から1カ月の時間外勤務が60時間を超えた場合に手当が増額されることとなったこともあり、より一層の職員の健康管理に配慮し、時間外勤務の縮減に努めていく必要がある。

◎ 平成24年度において、1年間の時間外勤務時間数が360時間を越えた者は1人で職員の0.14%にあたる。

今期においても、以上の取組をより一層強化し、各職員の1年間の時間外勤務時間数を人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。

【職員1人の1年間の時間外勤務時間数】

360時間以内 (目標達成年月：平成28年6月)

(7) 休暇の取得の促進

① 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得について職員各自で目標を設定し、その確実な実行を図る。

② 連続休暇等の取得の促進

夏季(7~9月)等における連続休暇、学校行事や自治会行事への参加等のための年次有給休暇等の取得の促進を図る。

◎ 平成24年の職員1人あたりの年次有給休暇平均取得日数は、10日4時間となっており、今期においても継続して職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。

【職員1人あたりの年次有給休暇平均取得日数】

10日以上 (目標達成年：平成25年~平成28年の3カ年)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

- (1) 子どもを連れた人も気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。
- (2) 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動等への職員の積極的な参加を支援する。
- (3) 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援する。

◎ 以上の取組を行うことにより、計画策定前と比較して職員の積極的な活動参加報告を受けている。

今後においても、上記だけでなく、計画全体の支援策を積極的に行うことにより改善に努めていく。